公　告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和４年２月８日

愛媛県立松山商業高等学校長　忽那　浩

１　入札に付する事項

（１） 件名

愛媛県立松山商業高等学校記念館及び体育倉庫外壁等調査業務委託

（２） 委託業務名及び数量

愛媛県立松山商業高等学校記念館及び体育倉庫外壁等調査業務委託　１式

（３） 委託業務の内容

入札説明書による。

（４） 履行期間

契約日から令和４年３月２５日（金）まで

（５） 委託業務の履行場所

愛媛県立松山商業高等学校

（６） 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和２年度から４年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

（１）　一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員（ただし、建築物調査員にあたっては、特定建築物調査員（旧：特殊建築物等調査資格者）である者に限る。）を擁し、建築基準法第 12 条第２項に基づく点検のうち、「外装仕上げ材等」の調査項目に係る「タイル、石貼り等、モルタル等外壁」について全面打診を行い、劣化及び損傷の状況を確認、報告できる者であること。

（２）　上記（２）の外、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

（３）　３の（３）に掲げる提出期限の日から落札者の決定までの間に、知事が行う

入札参加資格停止の期間中でない者であること。

（４）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

３　入札書の提出場所等

（１）　入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

愛媛県立松山商業高等学校　事務室

〒790-8530　愛媛県松山市旭町 71

電話番号　089-941-3751

（２）　入札書の提出方法

令和４年２月８日（火）10 時 00 分から令和４年２月 16 日（水）10 時 00 分までの執務時間中（土日祝を除く８時 15 分から 16 時 45 分までをいう。以下同じ。）に（１）に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ただし、郵送による場合は、令和４年２月 15 日（火）16 時 45 分までに必着のこと。

（３）　入札説明書の交付方法

令和４年２月８日（火）10 時 00 分から２月 14 日（月）16 時 45 分までの執務時間中に３（１）に掲げる場所で交付又は愛媛県立松山商業高等学校ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。

（４）　開札の日時及び場所

令和４年２月 16 日(水)10 時 00 分

愛媛県立松山商業高等学校　会議室

４　その他

（１）　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）　入札保証金

愛媛県会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。

（３）　入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を提供できることを証明する書類等を入札説明書に基づき令和４年２月 14 日（月）16 時 45 分までに３（１）に掲載する場所に提出しなければならない。

なお、当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（４）入札の無効

２に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

（５） 契約書作成の要否

要

（６）契約保証金

愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

（７）落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると学校長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

（８）その他

詳細は、入札説明書による。